

所管部課		健幸福祉部 介護保険課		部長		加藤 泰正	
件 名		東大和市介護保険規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市介護保険条例					
	部課機関						
1. 要 旨 令和7年度税制改正の影響を遮断した令和8年度介護保険料の算定においては、住民税が非課税であっても、介護保険料の算定にあつては課税となる例が生じる。 このことから、令和7年度の住民税非課税の者については、令和8年度も引き続き住民税非課税として減免できる旨、国が示したことから、当該介護保険料の特例減免を実施するため、規則の一部改正を行うものである。 (1) 主な改正内容 前年度非課税者のうち、令和8年度における保険料算定の特例により市町村民税が課税とみなされる者について、当該特例の適用がないものとした場合の保険料段階に基づく額まで保険料を減免する。また、国の通知を鑑み、当該減免は申請を要しないものとする。 (2) 施行日 公布の日から施行する。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 令和7年12月17日 介護保険法施行令改正 令和8年2月27日 東大和市介護保険条例改正							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続を進めたい。							
5. 審議結果 決定							